

# 第5章

## 景観資源等の質的向上 に関する事項

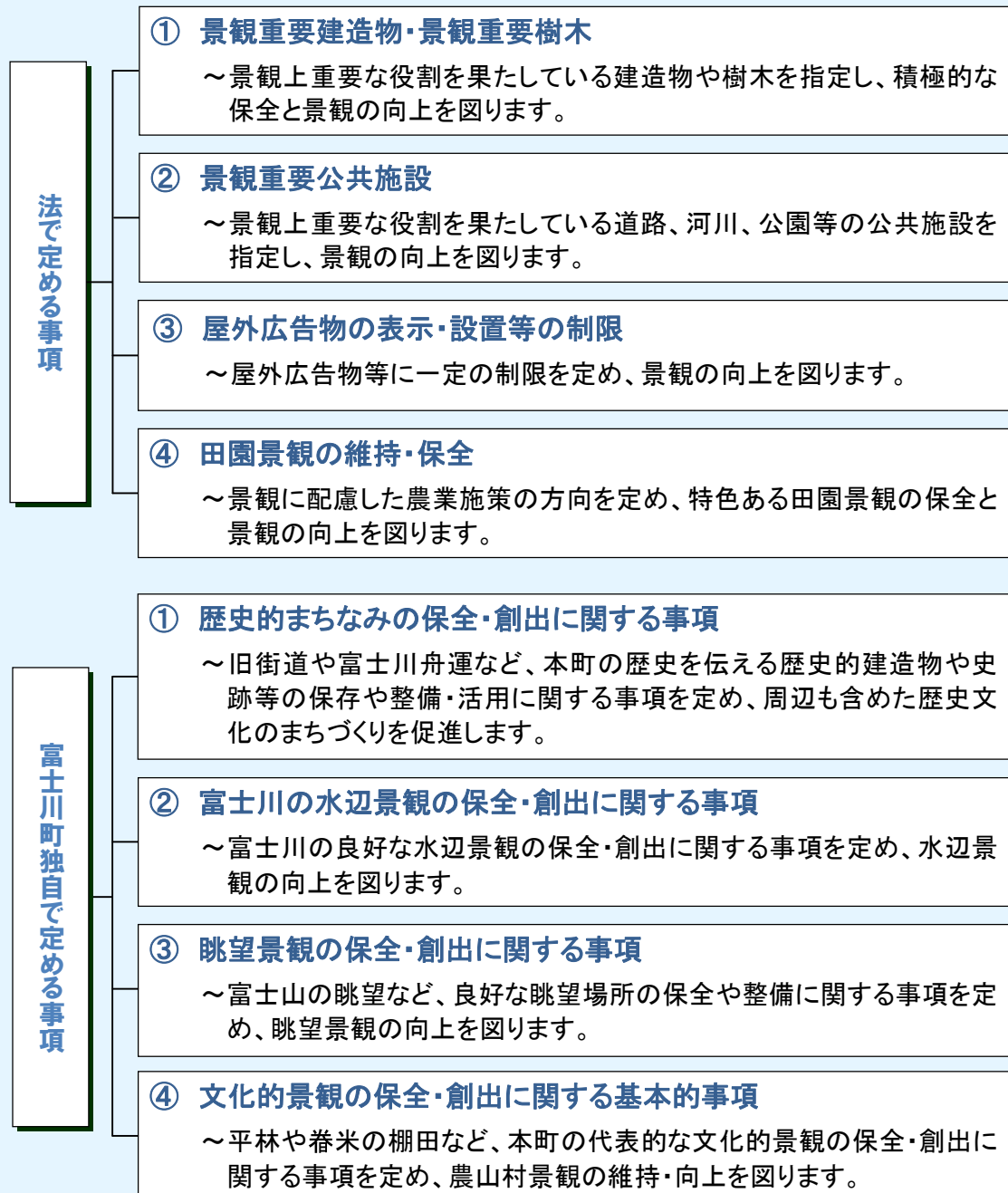


## 第5章 景観資源等の質的向上に関する事項

### ■ 富士川町で定める事項

富士川町の美しく個性的な景観の保全と景観資源等の質的向上を図るため、本町では、前章に掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

#### ■ 景観資源等の質的向上に向けて定める事項



# 1. 景観重要建造物・景観重要樹木

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)

## (1) 基本的事項

地域ならではの特色ある景観形成を図るため、町内の建築物・工作物（以下「建造物」）および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定\*し、それらの保存を図るとともに、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「富士川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

## (2) 指定に関する事項

### ① 景観重要建造物(建築物、工作物)

町内には、文化財に指定されている旧菴米学校校舎などの歴史的建造物以外に、舟運の歴史文化をしのばせる伝統的建造物や公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が数多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定して、積極的に保全・活用を図ります。

#### ■指定基準

- 地域の歴史文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に価値をもつ建造物
- 優れたデザインで、町や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている建造物

### ② 景観重要樹木

町内には、文化財に指定されている氷室神社の大杉や柳川寺のしだれ桜、最勝寺の四季ザクラなどの天然記念物以外に、古くから住民に親しまれ、地域景観を特徴づけている名木や大木・古木などが多く分布しています。

これら、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

#### ■指定基準

- その樹容(樹高、樹形等)から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 地域の歴史や文化を感じさせるなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている樹木

注) \* 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的価値・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しています。新しいものであっても、それが、地域の景観形成上重要な役割を果たしているものであれば指定の対象となります。

ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは、指定の対象からは除外します。

「景観重要建造物」および「景観重要樹木」として指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更することとなる行為については町長の許可が必要となります。

## 2. 景観重要公共施設

景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号口関係)

### (1) 基本的事項

道路、河川、公園等の公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、その周辺の自然環境やまちなみと調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本町の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

### (2) 指定に関する事項

本町の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「富士川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

#### ■指定基準

- 良好な景観を有し、本町のシンボルとなっている河川
- 賑わいと交流の軸となっている道路や優れた眺望を有する道路など
- 特徴的な景観を有する橋梁、護岸や堰堤などの土木構造物
- 多くの町民、観光客等に親しまれているシンボリックな公園

注) \* 公共建築物や鉄道駅等の公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

### (3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

「景観重要公共施設」の整備にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「富士川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

また、景観重要公共施設に限らず、景観に配慮した施設整備を推進するため、「(仮称)富士川町公共施設デザインガイドライン」や「(仮称)富士川町サイン計画」等の策定を検討します。

#### ■景観重要公共施設の整備方針(案)

- 景観に配慮した工作物・構造物の整備
  - ・道路:舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面、ストリートファニチャー等
  - ・河川:護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物など
  - ・公園:園路、広場、出入口、トイレなどの施設・各種工作物など
- 統一感があり、美しい公共サインの設置
- 眺望に配慮した工作物の設置
- 眺望場所の整備
- 地域の特性に応じた道路や河川の緑化推進
- 道路や河川のビスタ(ある対象物に向けた直線的な景観)、シーケンス(移動による景観の変化)への配慮
- 屋外広告物の適正な規制・誘導
- 周辺の良好な既存樹林地の保全

## (4) 占用等許可の基準について

「景観重要公共施設」の占用にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「富士川町景観審議会」の意見を聴くものとしします。また、占用許可等の基準を次のように定めます。

なお、景観計画が施行される以前の既存の工作物等や地中に埋設するため、周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

### ■ 占用許可の基準について

区分	根拠法	許可の基準
景観重要道路	道路法第 32 条第 1 項または第 3 項の許可の基準	工作物の形態・意匠については、周辺の地域景観との調和や眺望景観に配慮すること。
景観重要河川	河川法第 24 条または第 26 条第 1 項の許可の基準	
景観重要公園	都市公園法第 5 条第 1 項または、第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可の基準	

## (5) 指定が想定される公共施設の例



・ 県道平林青柳線



・ 主要地方道富士川南アルプス線



・ 富士川



・ 大柳川



・ 大法師公園



・ 利根川スポーツ公園

### 3. 屋外広告物の表示・設置等の制限

屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

#### (1) 基本的事項

屋外広告物は、町民や観光客等に多くの情報を与え、商業地、観光地などのまちなみににぎやかな印象を与えるなどの効果があります。

しかし、近年、幹線道路沿道などを中心に、派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しつつあり、良好な景観への影響が懸念されています。

現在、本町における屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき規制が行われています\*。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく町独自の「(仮称)富士川町屋外広告物条例」の制定を検討し、これに基づいて本町の実情に即した規制・誘導をめざします。

#### (2) 行為の制限に関する事項

本計画では、将来の町独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する基準の考え方を次のように定めます。

##### ■基本的な考え方

良好な景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、自然景観や地域景観に著しくなじまないもの、目立つものとならないよう、周辺景観に調和するよう十分に配慮します。

##### ■屋外広告物設置基準の考え方

項目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設や良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や田園景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限度の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○高速道路IC付近や幹線道路交差点付近に乱立している看板類等については、できるだけコンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○老朽看板については、撤去しなければいけない。
色彩	○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならぬよう努める。 ○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用してはならない。
素材	○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照明	○照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

注) \* 山梨県屋外広告物条例の規定による、第2種許可地域、第1種・第2種禁止地域の基準を適用します。

## 4. 田園景観の維持・保全

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

### (1) 基本的事項

山々を背景に、富士川沿いの低地部に広がる水田地帯、扇状地に広がる果樹園、山間・山麓地域に分布する棚田や農の風景は、本町の代表的な郷土景観となっています。

こうした良好な農山村景観の維持・保全・創出と良好な営農条件の確保を一層推進するため、「富士川町農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、以下に示す「景観農業振興地域整備計画」\*の策定を検討します。

### (2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

#### ① 景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域内のうち、農山村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じていくことが望まれる次のような区域について定めます。

##### ■区域の選定基準(案)

- 富士川沿いや扇状地一帯に広がる一団の田園・樹園地で、今後とも保全・継承が求められる地域
- 里山を背景に美しい「棚田」が展開する山間・山麓の農山村集落地域(菴米、平林、穂積など)
- 特徴的な景観を有する農山村を中心とした農業集落地域  
(平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷の農山村集落地域)
- 地域住民による維持・保全活動が行われ、景観作物の栽培やオーナー制度の実施など都市住民との交流を推進しており、今後ともその活動を推進していく地域
- 耕作放棄地が増加しており、景観的な対策が望まれるところ など

#### ② 景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関する事

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や耕作放棄地の有効活用、景観作物の共同栽培など、特徴ある景観に配慮した農地の土地利用のあり方について定めます。

#### ③ 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

景観農業振興地域の区域については、景観形成に関わる次の事項を具体的に定めます。

##### ■計画に定めるべき事項(案)

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項(農振法第8条第2項第2号)  
(景観に配慮した農道、農業用水路等、景観上必要な整備に関する事項や基準など)
- 農用地等の保全に関する事項(農振法第8条第2項第2号の2)  
(耕作放棄地等に対する基盤整備や有効活用に関する事項など)
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項(農振法第8条第2項第4号)  
(農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など)

注) \* 「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとされています。また、本計画は、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、両計画の整合性を図ることが必要です。

## 5. 富士川町独自で定める事項

前述の4つの法で定める事項以外に、本町では次の事項を定めます。なお、これらの事項を定めるにあたっては、「富士川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

### (1) 歴史的まちなみの保全・創出に関する事項

本町は、駿信往還の旧街道に沿って、富士川舟運で栄えた歴史文化を伝える歴史的建造物（旧菴米学校校舎、なまこ壁の古民家、蔵など）や、青柳・鰍沢宿の往時をしのぶまちなみ、社寺や史跡等の歴史資源が数多く残されています。

これら富士川町の風土を物語る歴史文化的資産は、後世に継承する大切な町の財産として、その周辺を含めた景観の保全・創出が極めて重要です。

景観形成方針で掲げた「歴史文化を活かした風景づくり」の実現を目指し、国や県の支援や事業を活用しながら文化財の保存のみではなく、周辺の歴史的風致を含めた景観の維持・向上を図ります。



・なまこ壁の残るまちなみ



・妙法寺山門前のまちなみ

### (2) 富士川の水辺景観の保全・創出に関する事項

富士川は、山梨県を代表する骨格的な河川であり、豊かな流れに加え日本三大急流のひとつに数えられるダイナミックな水辺景観とともに、河川沿いには緑や自然景観が展開しています。

また、富士川は、かつては舟運が盛んに行われ、高瀬舟が行き交い、河岸や宿場町が開かれるなど、先人によって培われた郷土の歴史文化を表象する重要な河川でもあります。

この富士川の水辺景観は、本町の貴重な風景資産であり、良好な水辺景観を維持・保全し、その印象と魅力をより高めるため、次のような取り組みを推進します。



・富士橋からみた富士川の流れ

#### ■富士川の水辺景観の保全・創出に向けた取り組み

- 水質の維持・保全  
(下水道の整備促進、合併浄化槽の普及、ごみの不法投棄の防止、河川美化活動の推進など)
- 自然護岸や石積み護岸、緑化など、環境や景観に配慮した整備とその連続性の確保
- 富士川舟運に関わる歴史文化的景観資源の顕在化と景観まちづくりへの活用  
(渡船場、河岸跡、高瀬舟、舟下り、伝統芸能などの顕在化と景観まちづくりへの活用)
- 駿信往還の歴史的まちなみと調和、連携した景観形成
- 景観に配慮した親水空間の整備や修景 など



### (3) 眺望景観の保全・創出に関する事項

本町の優れた眺望景観は、「富士川町らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であり、町民や観光客等、多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この風景資産を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりに活用していくため、次のような取り組みを促進します。

#### ① 眺望景観ガイドプランの検討

本町の優れた眺望景観の保全・創出・活用を図るため、次のような内容の「(仮称) 富士川町眺望景観ガイドプラン」(指針)の策定を検討します。

##### ■ガイドプランにおいて定める事項等(例)

- 眺望景観の保全・創出方針
- 優れた眺望場所と眺望景観保全地域の選定に関する事項
- 眺望場所ごとの眺望景観の保全・創出方針
- 眺望場所の整備に関する事項
- 眺望景観保全地域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

#### ② 眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの促進

##### ■優れた眺望場所の選定

町民や観光客等からの公募、フィールドワーク等の住民参加イベントなどにより、町内の良好な眺望場所(ビューポイント)を選定し、眺望景観の保全・創出に関する事項を定めます。また、景観眺望マップの作成等により、積極的なPRに努めます。



・丸山林道からみた富士山の眺望

##### ■良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、サイン類の設置など、魅力の向上を図るとともに、必要に応じて電線類、広告・看板、眺望障害樹木など景観を妨げている要因の改善を図ります。

##### ■良好な眺望に対する景観コントロールの推進

眺望上重要な場所については、その周辺および眺める範囲(眺望域)に関わる建築物等に対し、第4章で示した行為の制限事項に加え、「(仮称) 富士川町眺望景観ガイドプラン」に定める眺望景観保全地域の建築物等の行為制限事項に基づき、良好な眺望を損なわないよう適切な誘導を図ります。



・源氏山登山道からみた甲府盆地の眺望

## (4) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

下記に示す文化的景観の制度の趣旨から、本町においては、例えば次のような景観が文化財保護法に定める「文化的景観」として挙げることができます。

今後、本町の文化的景観については、町民の意見や「富士川町景観審議会」の意見を聴くとともに、必要に応じて選定委員会を設置し、選定を行います。

### ■本市の文化的景観（候補案）

- 富士川舟運に関わる歴史文化的な景観  
(旧街道、歴史文化的まちなみ、歴史的建造物、舟運の河岸、船着き場跡など)
- 山麓・山間地の里山と棚田が一体となった農耕文化を伝える美しい景観  
(巻米、平林、穂積周辺)
- 本町の奥深い山間や谷筋に古くから形成された郷土の原風景を残す農山村の景観  
(平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷集落など)

### <参考>文化的景観について

近年、開発によって地域の個性が失われていく中で、棚田や里山といった人々の生活や風土に深く結びついた地域特有の景観（文化的景観）の重要性が見直されるとともに、その保護の必要性が認識されるようになりました。

このような流れを受けて、平成17年4月1日に施行された改正文化財保護法では、文化的景観を文化財の一領域として加え、「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第二条第一項第五号）と定義し、重要文化的景観の選定、現状変更の規制等に関する規定が盛り込まれました。

これにより、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申し出に基づき、都道府県または市町村が定める景観法に規定する景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、保存計画の策定、条例による保護措置などの条件を備えたものの中から、特に重要なものを重要文化的景観に選定することができるとしています。



・巻米の棚田の景観



・鹿島の集落景観